

令和6年度意見報告書

(長門市事業)

令和6年11月20日

山口県公共事業評価委員会

I 審議の概要

1 対象事業

長門市が実施した以下の再評価対象事業について審議した。

再評価実施理由は、再評価実施後5年間が経過したことによるものとなっている。

対応方針案は、「継続」となっている。

事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
大河内川ダム 水道水源開発施設整備事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続

2 審議経過

委員会を開催し、対象事業を個別に審議した。

II 結論

提出された資料及びその説明に基づき、事業の必要性や投資効果、進捗状況等について審議を重ねた結果、事業者の示した対応方針案は、妥当と判断する。

Ⅲ 意 見

1 全般事項

(1) 事業実施等

ア 事業の実施について

公共事業は、限られた財源を有効活用し、その効果を確実に発揮する必要がある。また、公共事業を取り巻く環境は、以前にも増して厳しくなっている。

これらを踏まえ、県民サービスの向上、説明責任の観点から、以下のことに配慮すべきである。

事業実施にあたっては、緊急性、必要性及び費用対効果等を厳格に精査するとともに、近年の資材価格の上昇などの社会経済情勢の変化や気候変動の影響などに柔軟に対応しつつも効率的に事業を進めることで、早期にその効果を発現させる必要がある。

イ 地元及び関係機関との調整について

公共事業の推進にあたっては、地元や関係機関の協力が不可欠であることから、以下のことに配慮すべきである。

地元との合意形成、関係機関との計画調整等を綿密に行い、引き続き、早期完成に向けて事業を円滑に推進する必要がある。

ウ 事業計画について

事業費の増加や事業期間の延長を行う事業が見受けられたことから、以下のことに配慮すべきである。

事業計画の策定にあたっては、大幅な費用増加や事業期間の延長等が極力生じないように、過去の事例や新しい知見を踏まえ、可能な限り、地質等の現場条件の把握に努めるとともに、関係機関との計画調整を行う必要がある。

エ 施設の維持管理や利用促進について

事業完了後も、将来にわたって施設の機能や整備効果が確実に発揮できるよう、以下のことに配慮すべきである。

施設の適切な維持管理や、継続的な利用促進に向けた取組を積極的に行っていくことが必要である。

オ 事業効果の情報発信について

事業により得られる効果やその発現状況について、県民の理解が一層深まるよう、以下のことに配慮すべきである。

事業目的や効果の発現状況については、県民に効果的に伝わるよう適切な情報発信ツールを用いながら、より分かりやすい広報に努めていく必要がある。

(2) 防災・減災対策について

本年も、能登半島地震をはじめとした大規模な自然災害が頻発しており、県内においても大雨による災害で甚大な被害が発生した。

これらのことを踏まえ、以下のことに配慮すべきである。

いつ起こるかわからない自然災害から県民の生命と財産を守るため、効果的かつ計画的なハード整備を進め、災害時において適切な対応がとれるよう関係者が連携して分かりやすい情報発信を行い、地域防災力の向上に努めていく必要がある。

(3) 事業評価手法について

事業評価の実施にあたっては、社会経済情勢の変化を考慮して、より適正で客観的な判断ができるよう、以下のことに配慮すべきである。

国が策定したマニュアルに基づく全国統一的な評価に加えて、県民が理解しやすいよう、様々なデータを活用し、事業の特性を踏まえた便益も示しながら、県民に事業の必要性や効果を明確に説明できるよう努める必要がある。

(4) 環境対策について

従前の生態系や水質、景観等が可能な限り維持されるよう、以下のことに配慮すべきである。

事業の実施にあたっては、事業効果の発現と環境保全との両立を図るという観点から、事業計画策定時において環境への影響を適切に評価するとともに、最善の対策を講じる必要がある。

2 個別事業

水道水源開発施設整備については、事業の必要性や事業効果について市民の理解が深まるよう分かりやすい説明に努める必要がある。

令和6年度 再評価対象事業一覧

1 市事業(1事業)

(1)長門市所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	大河内川ダム 水道水源開発施設整備事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続